

三豊市告示第 2 1 2 号

令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、エネルギー・食料品価格等における物価高騰等の影響を受けている三豊市（以下「市」という。）の区域内の診療報酬及び療養費の公的価格により経営に影響を受ける施設（以下「医療施設等」という。）の経済的負担を軽減し、安定的及び継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において臨時的な措置として実施する令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第 2 条 支援金の支給の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和 8 年 9 月 1 日（以下「基準日」という。）から令和 9 年 3 月 3 1 日まで市の区域内で別表の対象施設・事業所の区分の欄に定める医療施設等を運営する事業者であること。

(2) 対象となる医療施設等の運営費に支援金を全額充当することができる事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員であって経営に関与しているもの

(2) 前号に掲げる暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、別表の対象施設・事業所の区分の欄に掲げる医療施設等の区分に応じ、それぞれ同表の支援金の額の欄に定める額とする。

(支給申請)

第 4 条 支援金を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、対象施設・事業所の区分の欄に掲げる医療施設等ごとに令和 8 年度医療施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1 事業者につき別表の対象施設・事業所の区分の欄に掲げる医療施設等ごとに1 回限りとする。

3 第1 項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

(支給決定等)

第5 条 市長は、前条第1 項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定したときは必要な条件を付した令和8 年度医療施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第3 号)により、不支給を決定したときは令和8 年度医療施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第4 号)により、申請事業者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第6 条 市長は、支援金の支給決定を受けた申請事業者(以下「支給決定事業者」という。)が次のいずれかに該当したときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の支払)

第7 条 市長は、前条の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第8 条 申請事業者は、第5 条第1 項の規定による支給決定等を受けた場合で、支給の申請を取り下げようとするときは、同条第2 項の通知を受けた日の翌日から起算して1 0 日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げを記載した書面の提出があったときは、当該申請に係る支援金の支給決定はなかったものとみなす。

3 市長は、第5 条第1 項の規定により支給の決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず申請書兼請求書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支援金の支給ができなかったときは、当該申請及び請求は取り下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第9 条 市長は、第6 条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第1 0 条 市長は、支援金の支給に関し必要と認めるときは、申請事業者及び支給決定事

業者に対し報告を求め、又は実地に調査することができる。

（関係書類の保存）

第 1 1 条 支給決定事業者は、支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の支給を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 1 2 条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条及び第 9 条から第 1 1 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 2 条―第 4 条関係）

（単位：円）

対象施設・事業所の区分	支援金の額
病院 （病床数加算）	3 0 0 , 0 0 0 （ 1 床につき 3 , 0 0 0 ）
有床診療所 （病床数加算）	2 0 0 , 0 0 0 （ 1 床につき 3 , 0 0 0 ）
無床診療所（歯科を含む。）	1 5 0 , 0 0 0
施術所	3 0 , 0 0 0
保険薬局	3 0 , 0 0 0
歯科技工所	3 0 , 0 0 0

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)三豊市長

申請(請求)者 〃

所在地

法人名(事業者名)

代表者 職・氏名

担当者名

電話番号

令和 8 年度医療施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書

令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金の支給を受けたいので、令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請（請求）します。

記

1 支給申請（請求）額 円
内訳

事業所名称	対象施設・事業所の区分	病床数	申請（請求）額
			円
			円
			円
			円
			円

2 振込先口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名等		支店コード	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

年 月 日

(宛先) 三豊市長

所在地	
法人名(事業者名)	
代表者 職・氏名	印

誓約書

私は、令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金の申請に当たり、下記の 1 及び 2 の事項について相違ないことを誓約するとともに、3 及び 4 の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 基準日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで市の区域内で医療施設等を運営します。
- 2 支給された支援金は、対象となる医療施設等の運営費に全額充当します。
- 3 市から調査、報告、是正等の措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 虚偽の記載及び不正があった場合は、支援金を市が定めた期日までに返還します。

第 年 月 日 号

様

三豊市長 印

令和 8 年度医療施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり支給することに決定したので、令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業所名称	
2 支給決定額	円
3 支給条件	(1) 令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱の規定を遵守すること。 (2) 基準日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで市の区域内で医療施設等を運営する事業者であること。 (3) 支援対象となる医療施設等の運営費に支援金を全額充当することができる事業者であること。 (4) 市からの調査、報告、是正等の措置の求めに応じること。 (5) 令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱の規定に違反した場合は、支援金の返還に応じること。

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

令和 8 年度医療施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、令和 8 年度三豊市医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

不支給の理由